静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第18回本部員会議 開催日時 令和3年7月26日 開催場所 別館9階特別第一会議室

【森危機政策課長】

これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第18回本部員会議を始めます。

それでは、進行を危機管理監にお願いします。

【藤原危機管理監】

はい。

本日の会議は、沼津市・下田市で、飲食関連の複数のクラスターが発生するなど、特に県東部地域を中心に感染が拡大しており、今後さらに感染拡大が進んだ場合、 県内の受入病床がさらに逼迫する事態となることから、県内の感染状況や医療提供 体制等について情報共有するとともに、具体的な対応を決定するために開催いたします。

それでは議事に入ります。

議事(1)新型コロナウイルス感染症者発生・入院等の状況と、第5波に備えた 医療提供体制について説明してください。

【山梨健康福祉部長】

はい。

それでは初めに、県内の感染症者の発生・入院等の状況について、御説明をいた します。

資料1-1を御覧ください。主な点をかいつまんで御説明をいたします。開いていただいて、3ページ4ページを御覧ください。

県全体の感染者数につきましては、ページ4の方にありますように、7月20日頃から急増しておりまして、25日には、人口10万人当たりの週の新規観戦者数が10.4人となっています。

地域別の状況についてですが、飛んでいただいて7ページを御覧ください。 東部地域の状況であります。こちらも7月に入った頃から急上昇し始めまして、 人口10万人当たりでは国のステージⅢに該当する15人を超えています。

8ページは中部地域になりますがこちらは現在落ち着いています。

9ページの西部地域についても、落ち着いていたんですが、ここへ来て最近若干 の増加傾向が見られます。

10ページ、療養者の状況ですが、東部地域で感染者が急増したことを受けまして、全療養者数が7月に入り、再び増加に転じています。

12ページに参りまして、東部地域の病床の状況であります。7月に入りまして占有率が上昇し、今は35パーセント程度になっています。

13ページ、14ページは、中部西部地域の状況ですが、こちらは落ち着いています。

東部地域の中でも、駿東田方圏域の病床の利用率が70パーセント程となっている ため、中部地域へ患者さんを搬送する広域調整等も行っている状況です。

15ページに参りまして、年齢分布の患者さんの年齢分布の状況ですが、最近の週では、50歳以下が80パーセントを占めていまして、高齢者の割合は低下をしています。

これは、高齢者のワクチン接種が概ね行き渡ったことによるものと思われますが、 16ページにありますように、最近では、高齢者の割合 7 パーセント 6 パーセントと 低くなっていることがわかります。

次、18ページに参ります。沼津市の感染状況になります。

感染経路は学校・保育園、それから家族、そして飲食関係という順になっています。

19ページは下田市の感染状況です。こちらは、飲食関係がほとんどとなっています。

20ページ、三島市の状況ですが、感染経路が不明の割合が高い点がこちらの特徴になっています。

21ページ参りまして、デルタ株の状況になります。

先週時点で、前の週11パーセントだったんですが、24パーセントということで、 やはり大きく上昇をしてきています。

以上が感染及び入院等の状況であります。

次に、これを受けまして、第5波に備えた医療提供体制について御説明をいたします。

資料は1-2を御覧ください。

全体のスキームといたしましては、国のツールによる1,507人の療養者に対しまして、入院が546人、宿泊療養施設588人、自宅療養で400人という体制を組んで対応することとしています。

2にありますように、東部地域での感染者の増加に伴いまして、病床が逼迫しつつありますために、その対応といたしまして、さらなる病床の確保、それから広域調整の実施、後方支援病院への転院等の促進の3点につきまして、重点的に取り組んで参ります。

特に広域調整につきましては、第3波の経験を踏まえまして、県の病院協会及び 重点医療機関に御協力をいただいて、早い段階から実施をして参ります。

私からは以上でございます。

【藤原危機管理監】

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問等ございますでしょうか。 では、一旦進みます。 次に議事(2)「東部地域における感染拡大を踏まえた対応について」御説明お願いします。

【森危機政策課長】

はい。

資料2「東部地域における感染拡大を踏まえた対応について」を御覧ください。 東部地域における感染拡大を踏まえた対応について(案)。

令和3年7月26日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。

本県では、デルタ株による感染拡大が顕著となっている首都圏との経済交流が活発な県東部地域において、相次いでクラスターが発生する等、感染が急拡大し、医療体制の負担が増大し続けている。

これまでの変異株よりも感染力が強いデルタ株への転換が進んでいる中で、夏休みやお盆休みの帰省、夏祭りなどのイベント等による人流拡大の可能性が高まる時期を迎えることから、今後も感染拡大が続けば、警戒レベル5への引き上げが見込まれる。このため、これ以上の感染拡大を防止すべく、以下の対応を実施する。

1 感染状況の継続的監視と情報発信

「ふじのくにシステム」に基づく感染状況等の日々の監視・評価を継続し、変化が認められた場合は、「警戒レベル」を直ちに変更する。

2 医療提供体制の確保

更なる病床の確保、入院の広域調整、後方支援病院への転院促進を円滑に行い、東部地域における医療体制の逼迫度の軽減を図る。

3 飲食店への営業時間の短縮要請

同一市町で複数の飲食関連のクラスターが発生した沼津市、下田市では、市 内全域の飲食店に対して営業時間の短縮を要請する。他の市町においても基準 に該当した場合には、速やかに営業時間の短縮を要請する。

4 東部地域への最大限の注意喚起

感染が拡大している東部地域において、「外出時や会話時のマスクの着用」、「こまめな手洗いの徹底」、「人と人との距離の確保」、「適切な換気の実施」など、これまでの感染防止対策を再度徹底するよう要請する。

5 夏休みに向けた感染防止対策

夏休みを迎え、注意力低下や気の緩みによる感染リスクの高まりを抑制するため、事業者への施設、業種ごとの感染防止ガイドラインの徹底、並びに県民への旅行や帰省、イベント等への参加における感染防止対策の徹底について更なる注意喚起を行う。

以上であります。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。

一旦、議事(3)「沼津市・下田市における飲食店に対する営業時間の短縮要請 について」続けて説明してください。

【太田危機対策課長】

はい。資料3を御覧ください。

時短要請を行う三つの基準に対しまして、7月25日時点の感染状況を整理いたしました。

1番、人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数でございます。

25人以上基準といたしまして、沼津市29.5人、下田市につきましては、基準を大きく上回る226.8人となってございます。

2番目。飲食店クラスターでございます。

沼津市において、飲食店クラスター2件が判明してございます。

下田市におきましては、複数の飲食店を利用した団体の会食クラスター2件が判明してございます。

3、病床の占有状況でございます。

沼津市がある、駿東田方圏域につきましては、66.7パーセント基準の50パーセントを超えた状況でございます。

下田市のある賀茂圏域につきましては、4床が確保されておりますが、他圏域の 医療機関に入院している状況にございます。

隣接する熱海と駿東田方を合わせた病床占有率は41.3パーセントとなっており、 賀茂地域としては、いつ、100パーセントに達してもおかしくない状況にございま す。

以上の状況から、2市の飲食店に対し、営業時間の短縮要請を行うものでございます。

次ページを御覧ください。要請内容でございます。

対象区域・施設につきましては、沼津市全域の飲食店約2,240店舗ございます。 下田市全域の飲食店約630店舗以上が対象となってございます。

要請期間につきましては、令和3年7月28日水曜日から令和3年8月10日火曜日 までの14日間。

営業自粛時間につきましては、20時から翌朝5時まで。

酒類の提供につきましては、19時から翌朝5時までの自粛を求めるものでございます。

協力金につきましては、5月に実施いたしました湖西市の時間要請と同じ協力金の制度を採用するものでございます。

以上です。

はい、ありがとうございます。

それでは議題の2「東部地域における感染風踏まえた対応」及び議題の3「沼津市・下田市における営業時間の短縮要請」につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

はい、では先に進めます。

続きまして、議題の4「バイ・シズオカ~今こそ!しずおか!! 元気旅!!!~」 について説明してください。

【植田スポーツ・文化観光部長】

はい、それでは資料4を御覧ください。

「バイ・シズオカ〜今こそ!しずおか!!元気旅!!!〜」についてでございます。 県民を対象とした県内の観光促進事業につきましては、8月31日までの期間で現 在実施中でございます。

事業の停止の基準はステージⅢ相当でありますが、現在、先ほど説明ありましたように一部地域で感染の拡大等がございます。

こういった状況をふまえ、感染拡大防止の観点から、7月30日以降の予約についての割引を停止いたします。

2を御覧ください。(1)は今説明した通りでございます。

(2) につきましては、すでに予約しております旅行者の方々、事業者の方々双方への感染防止対策のさらなる徹底を呼びかけて参ります。

以上でございます。

【藤原危機管理監】

はい、ありがとうございます。

続きまして、議題(5)「Go To Eatキャンペーン食事券への対応」について、 続けて御説明をお願いします。

【增田経済産業部部長代理】

はい。資料5を御覧ください。

Go To Eatキャンペーン食事券への対応でございます。

本県での新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、静岡県商工会議所連合会、 静岡県商工会連合会が農林水産省から事業受託しているGo To Eatキャンペーンに ついては、次のとおりとする。

県は実施事業者に対し、明日7月27から当面の間、テイクアウト及びデリバリー を除く食事券の利用については自粛していただくよう、参加店舗及び利用者への呼 びかけを要請する。

県としても食事券利用者に対し、同様の自粛を呼びかけることとします。 以上です。

【藤原危機管理監】

ありがとうございます。

今まで、議題の2から5まで、県の対応について説明いただきました。

この部分及び全体通して、何か御質問ございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、本部長、県の対応として今までの議題(2)から(5)のとおりとしてよろしいでしょうか。

【本部長(知事)】

はい、了解しました。

【藤原危機管理監】

ありがとうございます。

それでは最後に、本部長から指示をお願いいたします。

【本部長(知事)】

はい。

静岡県では7月に入りまして、変異株による感染拡大による感染者が急増しております。

特に東部地域では、7月25日現在の1週間当たりの新規感染者数が人口10万人当たり20.6人であり、かつ病床占有率が38.8パーセントとなっておりまして、医療体制の逼迫が懸念されます。

これから夏休み、また帰省、イベント等の開催等、人流の拡大する時期を迎えておりますことから、ここで何としても、これ以上の感染拡大を防止するため、改めて各種対策の徹底を図ることといたします。

現在、東京都、沖縄県には緊急事態宣言が発出されております。

また、神奈川県、大阪府を含む1府3県に対して、まん延防止等重点措置が発出 されております。

本県では東西から感染拡大の影響を受けており、特に東部地域では、接待を伴う 飲食店や事業所、学校等において複数のクラスターが発生しているなど、感染力の 強い変異株の影響を受けていると見られます。

こうした中、感染拡大を防止するため、複数の飲食関連のクラスターが発生した 沼津市と下田市におきまして、営業時間の短縮要請を行うことといたしました。

県民の皆様には、変異株の感染力の強さを踏まえ、不要不急の県境を跨ぐ移動を 自粛していただき、また屋外の飲食の場を含めたマスクの着用を徹底していただく など、一層の感染防止行動の徹底を呼びかけて参りたく存じます。

県職員の皆様も緊張感を保っていただきまして、御自身、また家族、職場での感染防止対策をしっかりと行ってください。

各部局におかれましては、全ての県民の皆様が共通認識のもとで、感染防止行動

を行うことができるように、関係団体等を通じて周知の徹底を図るとともに、医療 確保体制の確保が図られるよう全庁を挙げて、感染症対策に取り組んでください。 以上であります。

【藤原危機管理監】

はい。ありがとうございます。 以上で、第18回本部員会議を終了いたします。